

移動困難者のワクチン接種会場への輸送支援について

4月から始まる高齢者へのワクチン接種に向けて、身体の不自由な方や自家用車をお持ちでない方、公共交通機関がない地域にお住まいの方など、接種会場に移動することが困難な方を対象に、市町村が実施する接種会場へのタクシーでの輸送事業等に、県が支援を行います。

市町村の取組みを後押しすることにより、移動が困難な方にも安心安全かつ確実な接種を促すことができると考えています。

(1) 事業目的

移動困難者のワクチン接種会場への輸送事業を行う市町村に対する支援

(2) 対象経費

市町村が地元のタクシー会社(福祉タクシー含む)を活用して実施する、移動が困難な高齢者の接種会場への輸送事業にかかる経費

新型コロナワクチン接種体制確保事業(厚生労働省)の対象となる経費を除く。(貸切バスでの集団輸送等)

(3) 交付率 市町村所要額の1/2以内

(4) 市町村上限額 国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の充当額

(5) 所要額 1億円

(6) 財源 既存予算活用(新型コロナウイルス感染症対応総合交付金)

お問い合わせ先
企画振興部交通政策・情報局交通政策課
担当：浦本、田島
直通：096 333 2164 (内線：3553)

1 概要

- 4月からの新型コロナワクチン接種の開始にあたって、かかりつけ医での個別接種や集団接種会場への移動が困難な方に、より安心安全かつ確実な接種を促すべく、市町村が地域の実情に応じて実施する接種会場へのタクシーでの輸送事業等に支援を行う
- また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて利用が減少しているタクシーの利活用促進の目的も担う

2 課題・問題

ワクチン接種の実施主体である市町村において、移動困難な方の接種会場への輸送が課題

接種者の移動は、

- ①自家用車
- ②公共交通機関に加え、
- ③貸切バス(国の補助対象)による集団輸送が基本

それでも移動が困難な方を対象に、セーフティネットとして、市町村がタクシー輸送を計画する場合支援を行う



3 事業概要

- (1) 事業目的 **移動困難者のワクチン接種会場への輸送事業を行う市町村に対する支援**
- (2) 対象経費 **市町村が地元のタクシー会社（福祉タクシー含む）を活用して実施する移動が困難な高齢者等の接種会場への輸送事業にかかる経費※**
※新型コロナワクチン接種体制確保事業（厚生労働省）の対象となる経費を除く。（貸切バスでの集団輸送等）
- (3) 交付率 **市町村所要額の1/2以内**
- (4) 交付上限額 **国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の充当額**

